



平成28年分

所得申告を忘れずに！

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

申告期間

2月15日(水)
～3月15日(水)

マイナンバー

今年の確定申告から個人番号の記載が必要になります。申告者と扶養控除対象者(控除対象配偶者)のマイナンバーのわかるもの(通知カード等)及び、申告者の身分証明書(運転免許証等)を持参してください。

平成28年分 所得確定申告相談日程

◎会場：鏡石町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月15日	水	公的年金のみ	3月1日	水	1区・2区 3区・4区
2月16日	木	仁井田・さかい	3月2日	木	鏡田・高久田
2月17日	金	仁井田・さかい	3月3日	金	鏡田・高久田
2月18日	土		3月4日	土	
2月19日	日		3月5日	日	
2月20日	月	久来石・笠石	3月6日	月	鏡田・高久田
2月21日	火	久来石・笠石	3月7日	火	鏡田・高久田
2月22日	水	久来石・笠石	3月8日	水	鏡田・高久田
2月23日	木	久来石・笠石	3月9日	木	成田・豊郷 旭町
2月24日	金	久来石・笠石	3月10日	金	成田・豊郷 旭町
2月25日	土		3月11日	土	
2月26日	日		3月12日	日	
2月27日	月	1区・2区 3区・4区	3月13日	月	成田・豊郷 旭町
2月28日	火	1区・2区 3区・4区	3月14日	火	成田・豊郷 旭町
			3月15日	水	予備日

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月15日(水)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成28年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成29年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が近づくにつれ、会場が混雑します。また、申告の内容によっては時間がかかることもありますので、時間に余裕をもってご来場ください。

申告の必要な方

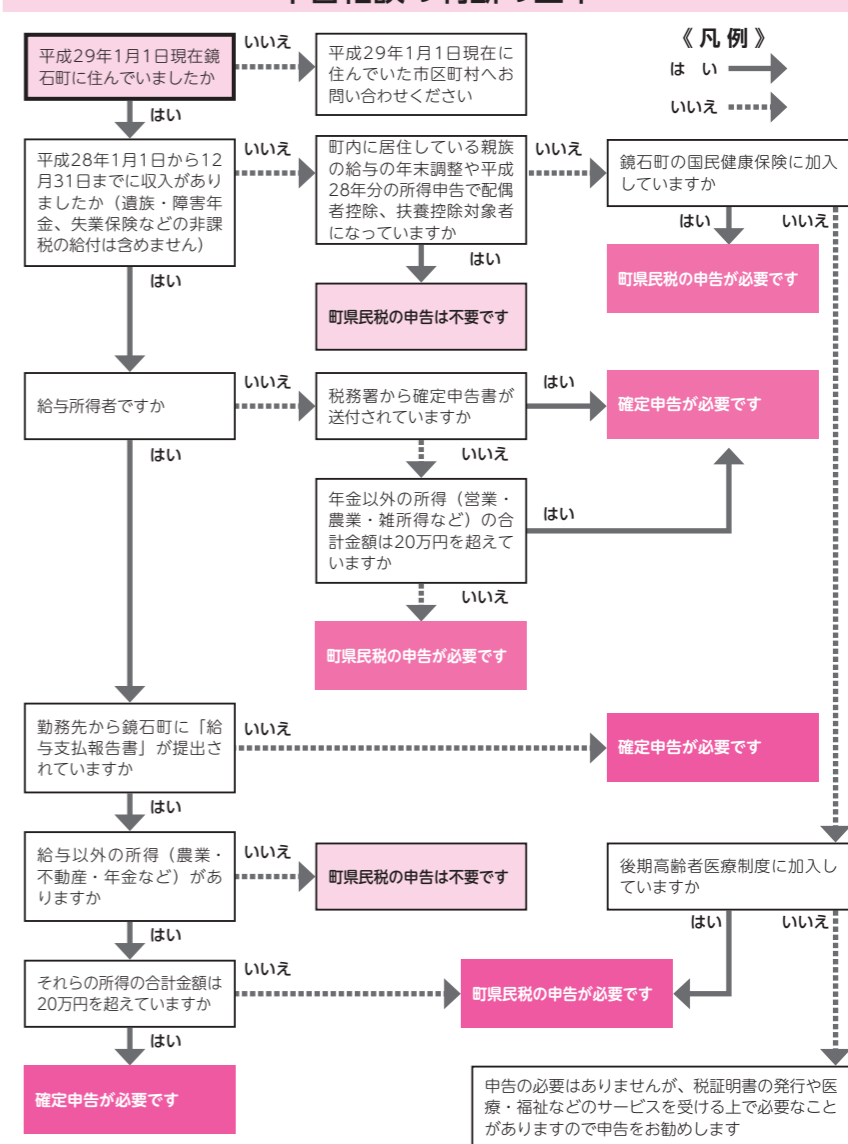
確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 平成29年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成28年中に何らかの所得があった方
- ※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は申告が必要です。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になつていらっしゃる方
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方
- 給与所得のみの方でも、2

申告相談に必要なもの

- マイナンバーがわかる書類
- 印鑑
- 給与や年金収入のある方は平成28年分の源泉徴収票の原本(コピー不可)
- 平成28年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払証明書または領収書
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料(地震保険等)の支

申告相談の判断の基準



申告の必要がない方

- 所得控除(扶養控除等)のある方
- 次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
●所得税の確定申告書を税務署へ提出される方
- 給与所得のほかに収入がない方

税課税に係る家屋調査時にご案内の書類(詳しくはお問い合わせください。)

- 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額わかるもの(前年の確定申告書)
- 所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、銀行名や口座番号がわかるもの(通帳など)と銀行印
- ▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-2114
申告会場(申告期間中のみ) ☎62-6500

須賀川税務署からのお知らせ

須賀川税務署では、平成28年分確定申告書作成会場を2月16日(木)から3月15日(水)まで須賀川市産業会館に開設します。※詳細は広報がみいし1月号の13ページをご覧ください。

所得税の還付申告

- 確定申告をする必要のない給与所得者でも、所得税が還付されることがあります。
- 入院など多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の途中で退職し、再就職していない場合

土地や建物を売ったとき

平成28年中に土地や建物を売った利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については、特例が設けられていますが、特例の適用を受けるにはさまざまな要件があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

須賀川税務署個人課税部門 ☎75-2194
※音声案内で「2番」を選択してください。